

**規制改革・民間開放推進会議
国際経済連携ワーキンググループ**

**平成 18 年 11 月 20 日
厚生労働省**

「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)【抄】

6 法務関係

ウ 国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための法整備

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化 (内閣官房、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)	a データベースの構築を含め、外国人の在留状況に係る情報を相互照会・提供する仕組みを整備する。 b 国及び地方公共団体が外国人の在留状況を的確に把握することができるよう、外国人の身分関係及び居住関係の確認方法である外国人登録制度を見直す。 c 不法就労者を雇用する事業主等に在留資格確認義務を直接規定する法令を整備する。 d 職業安定関連法令を改正し、外国人を雇用する全ての事業主に対して報告を義務づけるとともに、本人氏名・在留資格等、現在は収集していない情報も新たに求める。 e 「入国・在留審査要領」の実効性を高める。「研修」、「興行」、「投資・経営」等の資格で在留している外国人を報告対象に含め、「外国人雇用状況報告」が対象とする資格とも調整する。	重点・外国(1) 〔改定・法務ウ〕			結論

【講ぜられた措置の概要等】

dについて

外国人雇用状況報告の義務化については、規制改革・民間開放推進3か年計画(再改訂)における閣議決定を踏まえ、その内容の具体化に向け、現在、厚生労働省の労働政策審議会で検討を進めているところであり、審議会での検討結果を受け、次期通常国会へ法案を提出する予定である。